省　令

○総務省令第十三号

地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）及び自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の規定に基づき、地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

総務大臣　武田　良太

地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第一条　地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出） **第七条**　都道府県知事は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料及び地方揮発油譲与税の額の算定に用いる自家用の乗用車の台数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。 2　指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。 3　［略］ （譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置） **第八条**　地方揮発油譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県に係る道路の延長若しくは面積又は自家用の乗用車の台数に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　当該都道府県に係る道路の延長又は面積に錯誤があつた場合　次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した地方揮発油譲与税（法第二条第一項の規定により譲与したものに限る。）の額に乗じて得た額 （錯誤を修正し＿譲与の基準となつた道路の延長　－　錯誤を修正し＿譲与の基準となつた道路の延長）／（譲与の基準となつた道路の延長）×1／2	（地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出） **第七条**　都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。 ［新設］ 2　［同上］ （譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置） **第八条**　地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乗じて得た額とする。 （錯誤を修正した道路の延長－譲与の基準となつた道路の延長）／（譲与の基準となつた道路の面積） 2　前項の場合においては、同項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第四条の譲与額として